第七・三条　内国民待遇

1　一方の締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の規定の義務を履行することができる。

3　一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

第七・四条　最恵国待遇

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　各締約国は、1の規定に合致しない措置であっても、当該措置が附属書六の最恵国待遇の免除に係る表に掲げられ、かつ、同表に定める要件を満たす場合においては、当該措置を維持することができる。

第七・五条　市場アクセス

1　一方の締約国は、第七・二条(m)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書六の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　締約国は、第七・二条(m)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、同条(m)(iii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の区域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2　締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書六の自国の特定の約束に係る表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a)　サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b)　サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c)　サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈　この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d)　特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e)　サービス提供者がサービスを提供するに当たり、法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f)　外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有の比率の上限を定めるもの又は外国資本による個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

第七・六条　追加的な約束

両締約国は、第七・三条及び前条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。当該約束については、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する。

第七・七条　特定の約束に係る表

1　各締約国は、第七・三条及び前二条の規定に基づいて行う特定の約束を表に記載する。附属書六のそれぞれの特定の約束に係る表は、当該特定の約束を行った分野又は小分野に関し、次の事項を特定する。

(a)　市場アクセスの条件及び制限

(b)　内国民待遇についての条件及び制限

(c)　追加的な約束

(d)　適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間

2　特定の約束を行い、かつ、[SS]と記載した分野又は小分野に関し、1(a)及び(b)に規定する条件及び制限（出入国管理に関する法令に基づく措置によるものを除く。）は、第七・三条又は第七・五条の規定に適合しない現行の措置に基づくものに限る。

3　第七・三条及び第七・五条のいずれの規定にも適合しない措置は、同条に関する欄に記載する。この場合には、その記載は、第七・三条の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。

第七・八条　国内規制

1　各締約国は、一般に適用される全ての措置であってサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2　締約国の権限のある当局は、サービスの提供のために当該締約国の許可が必要な場合には、当該締約国の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。当該締約国の権限のある当局は、当該申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。

3　一方の締約国は、サービス分野において当該一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって他方の締約国のサービス提供者に対する許可、資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関連するものがサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、当該措置が次の基準に適合することを確保する。

(a)　客観的なかつ透明性のある基準（例えば、サービスを提供する能力）に基づくこと。

(b)　サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c)　サービスの提供に対する偽装した制限とならないこと。

第七・九条　承認

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるに当たり、自国の基準の全部又は一部を満たすために、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2　1に規定する承認であって調和その他の方法により行うことができるものは、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3　一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を、当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて、又は一方的に、承認することとする場合には、次のとおりとする。

(a)　第七・四条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。